

## 診 断 書

## 診断書対象者

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	M・T・S・H・R 年 月 日

**病名及び症状** ※症状は、児童を保育する上で特に考慮すべき内容があればご記入ください。

[ ]

## 状態

※適当な番号に○を付けてください。

※上記の者が介護等を必要とする場合は、〔保護者用〕欄（上記の者の状況）と併せて〔介護等を必要とする者用〕欄の記入もしてください。

〔保護者用〕上記の者は、上記疾病により、児童の保育は

- 1 不可能と認める。
- 2 療養のためできるなら避けたほうが好ましい。
- 3 その他 [ ]

〔介護等を必要とする者用〕上記の者は、上記疾病により、

- 1 常時介護・観察を必要と認める。
- 2 日常生活において常に介護を必要とはしないが、随時、介護等を要することがあると認める。

**(上記の者を介護等するために)保育できないと見込まれる期間**

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

上記のとおり診断する。

令和 年 月 日  
医療機関所在地  
医療機関名  
医師名

《保護者・医師の方へ》

- ・適正な管理のため、市より上記内容について病院に確認させていただくことがあります。
- ・裏面に基準等を掲載してありますので、ご参考ください。

【 参 考 】

児童クラブとは、学校から帰宅しても保護者が勤めなどにより不在となる家庭の児童（原則として小学校1年生から6年生まで）が、放課後を安全かつ安心して過ごせる場所です。

豊橋市放課後児童クラブ運営要綱（抜粋）

別表第1

児童の同居の保護者及び65歳未満の直系尊属の全てが次の区分のいずれかに該当していること。

区分	同居の保護者及び直系尊属の状況
(2) 病気 負傷等	(1) 入院又は1週につき3日（午前と土曜日、日曜日は除く。）以上の通院を概ね1月以上要する場合 (2) 居宅内において常時伏臥、精神性疾患又は感染性疾患により概ね1月以上療養を要する場合
(4) 看護 介護	(1) 概ね1月以上居宅内において、常時看護又は介護を行う場合 (2) 1月につき12日（午前と土曜日、日曜日は除く。）以上、居宅外で看護又は介護を行う場合

《 保護者の方へ 》

- ・ 以下の「保護者記入欄」をご記入ください。
- ・ この診断書は、児童クラブ加入要件を確認する以外には、使用しません。
- ・ プライバシーに関する事項もありますので、必要な方は封筒に入れるなどして提出してください。
- ・ 「保育できないと見込まれる期間」終了後、同要件により児童クラブの継続加入を希望される場合は、終了日前までに再度、診断書を取得してください。（終了日後の診断の場合は、新規加入申込み手続きをしていただくことになります。）
- ・ この診断書は、当年度用書類となります。年度を越えて「保育できないと見込まれる期間」の診断であっても、次年度の申込み時には、再度、診断書を取得していただくことになります。ご了承ください。（加入申込みは、毎年度必要です。）

※保護者記入欄

児童クラブ	学 年	年 生	診断された者の氏名 (児童との続柄)	介護等する者の氏名 (児童との続柄)
	児童氏名		(父・母・祖父・祖母)	(父・母・祖父・祖母)